

会社の計算をめぐる近時の商法改正 －資本と剰余金を中心にして

Recent Japanese Company Law Reforms on the Regulations of
Corporate Accounting : Capital and Surplus

尾崎安央

○講師 尾崎安央（早稲田大学教授）

ただいま御紹介いただきました早稲田大学の尾崎でございます。本日は沖縄国際大学の法政研究所主催のシンポジウムに参加させていただきまして、まことにありがとうございました。座って報告させていただきたいと存じます。

一 今日のテーマ

先ほど山城先生からもお話がありましたように、本日は沖縄の税理士の方、また中小企業の方がたくさんいらっしゃっていると承っております。会社法制の現代化に大きな関心を寄せられているのではないかと想像します。しかし、会社法制の現代化は多岐にわたるものでございまして、時間の関係もございます。本日は、私の専門との関係で、主として会社の計算公開に関する部分に焦点を合わせましてご報告するということにさせていただきたいと存じます。表題にあります「近時の商法と改正と会社会計法制の現状と展望」というテーマでお話させていただきます。

二 会社法制の現代化とは

ところで、会社法制の現代化というと何か特別のことをするように思われます。しかし、先ほどの酒巻先生のお話にもありましたように、会社法制の現代化の立法作業は、すべてが全く新しい構想というように単純に捉えるべきではありません。

どの立法でもそうですが、今回の改正提案も、これまでの商法改正の延長線上にある改正の一つであることを改めて指摘させていただきます。

もっとも、会社法制の現代化は世界的な現象でもありますし、提案内容の中には、いわば比較法的検討からの新しい主張も多く含まれております。また一方では、政治的要素というのでしょうか、わが国の経済発展、世界的な経済競争に勝つため、あるいは景気回復などを目的としまして、経済界から寄せられた要望等に応えなければならないという発想からの提案も含まれています。

今回の改正は、したがいまして、会社法という新しい法典を作るという形式面からみますと、平成一七年の国会に法案が上程される予定になっていると聞いておりますが、大きく様変わりすることは確かです。その意味では、全く新しい構想のものとの法律といった感がありますが、改正法の内容としてみると、歴史の流れの中に位置するものであるのは当然であり、そのような文脈を意識して内容等を理解する必要があろうかと思います。本日の報告は、先の酒巻先生のお話と同じように、これまでの改正をレビューし会社法制の現状を改めて確認するところからはじめ、このような現状をどのように評価したがゆえの改正提案なのかという視点から、会社法制の現代化、特に会社会計法に関する提案に焦点を絞ってお話しして行きたいと考えております。

三 現行商法における会社会計法制

お手元のレジュメに従いまして、お話を進めて参ります。「はじめに」というところに、いろいろなことを書いておりますが、本日沖縄国際大学の学生さんもたくさんいらっしゃるということを聞いておりましたので、少し「会社法講義」といった気持ちでレジュメを作成しました。よくご存知の方にとっては非常にわざらわしいことかもしれません、そういう趣旨ですので、最初に、現行法制度の基本的なことを少しおさらいさせていただきます。

1 商業帳簿制度

まず、本日私が報告対象としております商法会計法制度ですが、レジュメでは、

それを概観しております。

商法会計法制度の第一は、商法総則の商業帳簿制度です。この法規制は会社のみならず個人商人にも適用されるものですが、小商人には適用がないとされています。

「こしょようにん」と読みますが、いわば「フーテンの寅さん」みたいな人がこれにあたります。小商人には商業帳簿の規制は適用ありません。商法八条です。逆にいえば、それ以外の商人のすべてに適用があるわけとして、商法が会社も商人であると規定している以上は、会社はその営業上の財産の状況と損益の状況を明らかにするために、商業帳簿を作成し保管しなければならないのです。本日いらっしゃっている皆さんの中には、会社関係の方もいらっしゃるでしょうし、また個人商人、個人企業の方もいらっしゃるかと思いますが、特に会社関係の方にとりまして、商業帳簿規制に服しているということをご存知であった方がどれほどいらっしゃったのでしょうか。また個人商人の方にとっても、商法がこのように適用されているということをご存知だったのか、聞いてみたい気持ちがございます。いずれにしましても、商法会計規制の出発点として商業帳簿制度があることを指摘しておきたいと思います。

なお、商業帳簿に関する商法規制ですが、実は商業帳簿を作成・保管しなくとも、商法本体には罰則がございません。こういうことをいえば、なんだ守らなくていいのか、と即断・誤解される方もおられるかもしれません、そうではありません。こういうことです。民事訴訟が起こったとします。商法には、裁判所が当事者、難しくいえば訴訟当事者の申し立てか裁判官の職権をもちまして商業帳簿の提出を命じることができます。もし商業帳簿を作っていないで裁判所からこういう命令があり、これに応じられないとしますと、その訴訟で不利になることがあります。これが第一です。

さらにいえば、不幸にして倒産いたします。そうすると、破産法や民事再生法、会社更生法などが適用になるのですが、たとえばその破産法の中に商業帳簿を作つていなかったならば過怠破産罪、ひどいケースでは詐欺破産罪になると規定されているのです。過怠破産罪には懲役刑も入っております。もし商業帳簿を作つていなくて破産してしまい、破産法の適用があるとして、最悪のケース、懲役刑ということになる、ということです。どうでしょうか。もっとも、過怠破産罪で現実に懲役

刑に服しているというケースを私はよく知りません。あくまでも可能性です。そういう法制度になっているということをしっかりとご理解いただきたいと存じます。

(注 平成16年の破産法改正により破産法等の罰則が改められましたが、商業帳簿の作成は当然のこととされていると解されます(破270条、民再259条、会更270条参照)。)

いずれにしても、本日ここにご参加の実務の方々にとりまして、商人一般が商業帳簿を作成・保管するという法規制に服していることの意義を改めてご確認いただきたいと存じます。もとより、現実問題としては、会社の場合であれば法人税の確定申告、個人商人でも所得税の確定申告はされているはずですから、少なくとも帳簿は作られていると思いますが、日々の記帳すらしないでよいと考えられている経営者もいらっしゃるということを聞いたことがあります。ご注意いただきたいと存じます。

2 計算書類制度

次に、レジュメは株式会社の特則に言及しています。これを計算書類制度と呼んでいます。株式会社は株主が有限責任を享受できることから、そのこととトレード・オフの関係で、会社責任財産保持のために厳格な規制がおかれています。たとえば配当規制はその一つですが、計算書類制度に関する商法の規制は、基本的に有限会社にも準用されています。正確にいえば若干の違いがございますが、基本的にはほぼ同じだということです。本日のお話は、現在日本の企業において最も影響力の強い、株式会社を念頭に置いてお話を進めることにいたしますが、有限会社にも応用していただけると思います。

なお、証券取引法に基づく財務諸表制度にも一言触れておきます。こちらの法規制は、むしろ大規模公開会社が想定されており、計算書類制度とは別次元の、いわば商法のさらに特則です。本日は、商法会計に限定し、証券取引法会計には踏み込みません。また、法人税会計も重要ではありますが、時間の関係と会社法の現代化というテーマとの関係で、これも省略します。

3 結合企業会計法規制

ところで、その商法の株式会社に関する部分には、実は計算書類制度以外にも特別の会計規定がございます。その一つが、私は「企業結合のプロセス会計」と呼んでおりますが、典型的には合併会計です。これは企業結合をしていくプロセスに関する会計処理を扱うものでありますと、会計学ばかりではなく商法にも議論がある領域ございます。パーチェスかプーリングかという最近の議論がこれですが、会計の方でも商法でも、結合企業プロセス会計の中心は合併会計です。最近の商法改正で規定が設けられた株式交換、株式移転、そして会社分割についても、会計規定があるのですが、いずれも中心は資本会計です。そして、それは合併のアナロジーと見ることができます。例えば吸收合併です。これはAという会社にBという会社が吸收されてしまいB社が消滅する法現象ですが、この場合の商法会計の関心は存続会社における資本の増加にあります。

商法上、債務超過会社は合併能力がないと解されています。つまり、合併することができないということです。したがって、吸收合併したときは、存続会社A社の純資産額はプラスになるはずです。そうなりますとそれを貸借対照表の貸方でどう対応するかが問題となります。負債の部の金額を増やして対応するというのはおかしな話ですから、おのずと資本の部の中でどう対応するかになるわけですが、資本金を増やすか剰余金で増やすか。その選択になるのですが、ここでは、株式交換、株式移転等につきましても同様の規制方法になっているということを指摘して、先に進みたいと思います。

なお、結合企業というともう一つございます。それは、結合状態の会計です。これは連結計算が典型だらうと思います。要するに、結合企業というものができあがった後に企業集団の財務状況等をどのようにディスクローズするかの問題です。支配会社、いわゆる親会社が中心でしょうが、そのディスクロージャーを適正化するには連結しかない、というのが近時の趨勢です。これも、商法特例法に特別の規定があります。というか、大会社の特例ということで、連結計算書類制度が平成一四年の改正で初めて導入されました。私個人としては、むしろ親子関係を形成している、あるいは支配従属関係を形成している会社すべてに適用すべきであると考えています。商法特例法上の大会社だけでは狭すぎると思うのです。というのは、先ほど酒

巻先生のお話にも出てまいりましたが、純粹持株会社が多数存在するようになった現在、これが仮に有限会社であったとしますと商法特例法の適用がありません。

こういったところが商法会計における株式会社の特則群です。なお、商法会計における特則としては、会社の清算時の会計規制があります。清算時には財産目録を作るなどの規定が置かれておりますが、これは清算時という特殊な時点の特則であり、本日の話からは除かせていただきます。今日は、あくまでもゴーイング・コンサーン、継続企業時の会計に限ってお話しします。

4 近時の商法会計法規制改革の特徴

それともう一つ予めお話ししておかなければならぬのは、近時の商法改正と会計規制の変化です。レジュメをご覧いただきたいのですが、平成二年以降の商法改正を商法会計の観点からみてみると、例えば平成一一年改正による金融資産の時価評価の許容です。同じく平成一一年改正の株式交換・株式移転に伴う会計問題や平成一二年改正の会社分割に伴う会計問題は既に述べたところです。平成一四年は大きく変わり、連結計算書類制度は既にお話ししましたが、株式会社の資産規定を中心に商法施行規則に委任されて商法本体からなくなったことが大きい改正でした。これらは、実務の方ならば非常に関心をもたれていることかと思います。ただ、規制の内容から見ますと、それほど大きな変化はないのです。時価評価も選択制ですし、新しい制度が導入されても、それに先行するかたちで実務は対応していたのですね。また商法施行規則への委任ということも、規定している場所が変わっただけで、規制の中味は変わっていきません。

ところが、この間、会計学の方は大きな変化に見舞われています。たとえば国際会計基準ですが、減損会計などが議論されていることはご存知だと思います。このことの余波が近々、商法にも及ぶと思っています。ですから、後に詳しく述べますが、商法施行規則という法務省令で柔軟・迅速に対応できるようにしたのが平成一四年改正の趣旨だったのです。法律マターだと国会での法改正が必要ですが、省令マターにしますと、その手続が省略できるメリットがあります。現在も、年金法案だとかの報道がありますが、下手をすると政治のゴタゴタゴタに巻き込まれ、必要な改正ができないこともあります。先ほど酒巻先生がおっしゃられたように、会

社法が社会の変化に柔軟に対応していくことが今特に求められているわけとして、法務省令化もその一環であると理解していただきたいと思っています。

もう一つ、最近の商法改正におけるポイントとして指摘しておかなければならぬのは、資本会計の変化が非常に大きい点です。会社法制の現代化においては「剰余金分配」がキーワードの一つになっております。この点は後に詳しく述べたいと思いますが、これは資本会計の重要な部分です。また、先ほどの企業結合プロセス会計におきましても、資本金の増加のあり方が問題になっていましたが、最近は企業再編がらみで、平成九年の合併規制の緩和からはじまり、平成一一年の株式交換・株式移転、平成一二年の会社分割と再編手法が多様化してきました。いずれも、商法会計としては、資本会計が中心の改正がなされたといえます。

四 現行商法会計規制に求められているもの

1 商法会計法制の現代化には企業会計の国際化への対応が求められている

あれこれと考えてみると、とりわけ先ほど言った法務省令化についてレジュメにも書いておきました「会計の国際化」という現象を無視することはできないのではないかと思います。既に述べましたように、国際会計基準の動きは会計学の方では大問題となっているようです。世界的にも同様だろうと思われます。例えば2005年からはEUにおきましては公開会社に全面的な適用になってくるといわれております（期日が延期されて、現在では「2007年問題」といわれています・・・注）。またアメリカのFASB（米財務会計基準審議会）とIASB（国際会計基準審議会）との間にアグリーメントが結ばれて、世界的に統一的な会計基準策定の動きが急になってきています。私は、今、「会計基準」といいましたが、厳密には、会計報告、すなわち財務報告基準（financial reporting standard・・・注）でございます。この財務報告基準が世界的に統一されようとしつつあります。そういう動きは、商法としても、やはり無視できない状況にあるように思われます。とりわけ、日本の会計基準、またそれに非常に敏感に対応しております証券取引法会計では、世界的な会計の変化に即座に対応する態勢が整っているように思われます。ところが、商法がそのような動向にどれだけ柔軟に対応していくかは、これから課題

でしょう。

というのは、証券取引法適用会社は、そのような変化に対応した証取法会計に服します。証取法では、財務諸表規則等の内閣府令という省令レベルで対応が可能であり、現にそのような対応がなされております。これに対して、商法も省令レベルで対応する態勢が整ったともいえるのですが、万一、商法規定の対応が遅れるならば、証取法適用会社にとっては過負担状態が発生します。二種類の法定財務書類を作らなければならないからですね。現在もこのことが問題とされており、その解消のために商法改正がなされたともいえるわけです。もとに戻っては意味がないでしょう。

2 企業会計の国際化と中小企業会計

大規模公開会社向けの企業会計基準がどんどんと国際化していく一方で、中小企業会計はどうなるのかという問題も、最近、クローズアップされています。中小企業はそんな国際化の動きとは関係ないという理解が一方にあるかと思います。しかし、それでよいのでしょうか。一部には、大規模公開会社向けの企業会計とダブル・スタンダードになってよいとの議論もございます。たとえば、私は中小企業庁での中小企業会計のあり方をめぐる議論に参加したのですが、「会計基準」というもののあり方自体に、会計専門家の間に大きな理解の差があることを実感しました。現在、日本税理士連合会からは「中小企業会計基準」が公表されており、日本公認会計士協会からも報告書が出ていますが、是非ともご参照いただきたいと存じます。

五 会社会計法制の改革を促す要因とこれに対する対応

1 企業会計法制の改革を促す要因（1）～企業活動の国際化～

企業会計の国際化の話を再びさせていただきます。近時の商法計算規定改正の背景に、この問題があることが疑いえないからです。

なぜ企業会計は国際化するのでしょうか。それは、レジュメにも書きましたが、資本市場や企業活動がグローバル化、ボーダーレス化しているからだと考えられます。特に証券取引法の分野で、この問題がすでに顕在化していることからもお分か

りいただけると思いますが、証券市場、資本市場における投資対象である有価証券の発行会社は、その企業情報開示という面で国際化が余儀なくされているのです。たとえば、企業が国際的な活動を行っていれば、その財務情報の中にそのことを反映しなければならないはずでしょう。その点で関係する会計処理の一つが外貨換算です。この点は既に会計基準として存在しているのですが、企業会計の国際化は企業活動の国際化の関係で起こる例としてご理解ください。

しかし、最近はもう一つの国際化が企業会計の国際化を促進させています。つまり、海外で証券を発行している会社の増加です。例えばニューヨーク証券取引所に証券を上場している会社があるとします。そのような会社は、SEC基準あるいはFASB基準に従って財務諸表を作らなければいけないことになっています。ということは、FASBと日本の証券取引法上の会計基準が違っていますと、別の基準に従った複数の財務諸表を作らなければならないことになります。これに商法、さらに税法に従った計算書も作成が求められています。まさに、「四重苦」になる危険があるわけですね。

こういう状況がはたしていいのか悪いのか。証券市場、資金調達の国際化に対応して国際基準に合致した企業会計法制を構築しなければならないという要請が生まれてきたのも、納得されることかと思います。

2 企業会計法制の改革を促す要因（2）～企業のグループ化～

先ほど酒巻先生がおっしゃられたように、最近我が国では大きな会社を中心にグループ経営、グループ化が急速に進行しています。これは平成九年の独禁法改正により、純粹持株会社が解禁されたことが大きいといわれています。そして、特に金融機関を中心に企業結合、つまりグループ化が進み、傘下の企業の再編が進んでいることは、皆さんよくご存知のことだろうと思います。もとより金融機関以外の事業会社でも、先ほどティジンのケースではありませんが、グループ化が進んでいます。たとえば、日立グループは、子会社を含めて10数社が一斉に委員会等設置会社に組織を変更したのですが、グループ企業というものの存在感が非常に高まったのが、近年の特徴であろうかと思います。我が国では昔、財閥というものがありました。近時の企業グループはそこまでいくものではないかもしれませんのが、大きな

経済力を持つ可能性は否定できないと思います。独禁法は、この点でグループの頂点企業が事業会社でなくともよいという決断を下したわけです。そして、グループを形成した後に傘下企業を切り貼りしまして、たとえば会社分割や合併という商法上の手法を駆使して、企業再編が今起こっています。こういう現状を前提にしますと、企業会計も、また企業会計法制度も、企業のグループ化に対応する必要が生じます。つまり、連結財務諸表や連結計算書類の重要度が高まってきたということです。

この企業のグループ化を先に述べた国際化との関連で述べますと、海外子会社の連結問題が思い浮かびます。海外に連結対象子会社があるとするならば、たとえばどこでもいいのですが、フィリピンで連結対象の子会社を持っているとすると、まずフィリピン国内基準に従った財務書類を作らなければなりません。今、でたらめにいったので、別にフィリピンでなくてもいいのですが、まず、その国の会計基準と通貨単位で作成された財務書類があることは、おわかりいただけると思います。この財務書類を日本の親会社のそれと連結するには、ともかく日本の円に換算しなければなりません。これは先の外貨換算基準です。これも面倒な作業ですが、むしろより厄介なのは、会計基準の違いがあるときです。フィリピン・スタンダードがどのようなものか、私はよく知りませんが、それが日本のものと違っていたりすると、単純な合算と相殺消去ではすまなくなる可能性があります。そこで、会計基準の国際化は会社サイドから要請されることになる。わかり易い話だろうと思います。

3 企業会計法制の改革を促す要因（3）～投資先企業の開示情報の比較可能性～

投資家サイドの関心は、開示される企業情報の比較可能性だろうと思います。この「情報の比較可能性」というのは会計学でよくいわれる言葉でございますが、これを私は、二つ意味で理解しております。レジュメをご覧いただきたいのですが、その一つは、ある企業の過去と現在、これを比較することです。つまり、同一企業の過年度の財務諸表と今年度のそれを比較しまして、企業の現状を知り、変化の有無や程度を知ることです。企業会計原則では、会計方針の継続性、いわゆる継続性の原則が重要な命題になっているのは当然のことだろうと思います。もう一つの比較可能性は、企業間の比較可能性であります。これは、たとえば投資家がA社と

B社のどちらに投資するか、その判断をするための比較可能性の問題です。

先に述べた国際会計基準がなぜ求められるようになったのかという理由を考えますと、今述べた後者の「情報の比較可能性」問題と関連づけて考えると理解しやすいのではないかと思います。例えば日本の企業とヨーロッパの企業、そうですね、例えばドイツで設立されている会社ですが、アメリカの資本がどちらの企業に投資するかを考えていると想定します。それぞれの企業財務情報は重要な投資判断資料になるでしょうが、この時に日本の会計基準とドイツのそれと、アメリカのそれとがそれぞれ違っていたらどうか、というふうに考えてみてください。これでは一見しての比較は不可能です。アメリカ資本は自国の企業に投資する選択肢もあるのですから、提供された財務情報の読み替え作業をしなければなりません。違いの程度によっては、大変なコストがかかる可能性があります。国際的な投資家が、国際会計基準という形で統一していくればと思うのは、見易いことでしょう。

次に、レジュメには、「情報の信頼性」と書いてあります。監査が公表財務情報の信頼性を高める制度であることは改めていうまでもないことでしょう。そして、この監査基準も、現在、国際監査基準という形で統一の動きがあります。比較可能性を確保する手段の充実を求めているということでしょう。

このように、投資家サイドから会社法制の現代化を促進する「ニーズ」を考えることができるのではないかと思います。

すなわち、「コーポレート・ファイナンス」において資金を提供するサイドがその安全性、高収益性確保を意識しますと、コーポレート・ガバナンスの充実が導き出されてくるという関係が最近顕著になってきているように思われるのです。これを単純に言いますと、このコーポレート・ガバナンス、「企業統治」とも訳されますが、企業統治というと、ともすれば「企業の不祥事予防」という連想をしますが、コーポレート・ファイナンスの面からみますと、投資先の企業破綻は投資資金の回収が不可能あるいは困難になることを意味します。そのようなリスクを回避したいというニーズがあるのは当然で、それが投資先企業のコーポレート・ガバナンスをしっかりとしておいてもらわないと困るという答えを導きだしたと考えれば、どうでしょうか。道理だと思われませんか。

現在では、当該企業のガバナンス状況がどうなっているか、つまり、「ガバナン

ス・ディスクロージャー」が世界基準になっており、わが国でもそうなってきています。平成一四年商法特例法の改正で、先ほどお話した委員会等設置会社とか監査役設置会社との選択制が導入されたのですが、むしろそんな形式面での差よりも、現在では、会社が採用している「企業統治構造」を開示させ、投資家はその情報をもとにそれがどれほど実効性があるものなのかということを判断し、投資するということになるというのが、その規制モデルとなっているといってよいと思います。監査も、その会社がそれぞれどういうガバナンス・ストラクチャーをしているかを前提に、その実効性を監査するという位置付けになってくるのでしょうか。投資家サイドは、企業財務情報だけでなく、企業統治の構造をも含めて、企業間比較、投資先決定ですね、をしようということなのです。こういう時代にきております。したがって、企業財務情報というのは比較する際の資料の一つにすぎないとさえいえましょう。私は、情報開示規制の現状をこういうふうに捉えております。

4 国際会計基準についての補足

ところで、国際監査基準につきましては、先ほどいいましたIASB、これはもともと IAC (International Accounting Committee)、つまり委員会であったわけですが、インターナショナル・アカウンティング・スタンダード・ボードという形に2001年4月に改組されまして、それから非常に活動が活発化しております。先ほど申しましたように、2005年問題やFASBとの統合可能性の模索ということがあります、それらが国際財務報告基準、FRS (フィナンシャル・リポーティング・スタンダード) という形で収斂しておこうとする動きが始まっているところだろうと思われます。我が国だけこれに乗り遅れるわけにはいかないというのが会計学の方の理解でございまして、会計基準の変更等はとりわけ大規模公開会社に対する影響が大きいわけで、そのような企業サイドからも国際会計基準の採択を意識させる事件があったことは、会計の国際化を促進するインパクトという点で重要であったと思います。すなわち、いわゆる「レジエンド問題」と呼ばれているものがそれであります。この「レジエンド問題」、ひょっとしてご存じでない方もいらっしゃるかも知れませんので補足しますと、例えば国際的に活躍している企業が財務諸表を公開するときに、「これは日本スタンダードで作っている」という注記をつけろと

いうことあります。これはある意味で、日本の会計基準の恥だらうと思います。つまり、そういう注記をつけろというのは、準拠しているものが信頼できる基準でないということだと解釈されるからであります。大いに我が国の国際信頼性が損なわれたという事態の発生だらうと思います。企業会計サイドでは、これに対応するための作業が始まりました。まず、会計基準の設定主体を民間セクターにせよといふ世界的要請に応えるために、ご案内の通り、財務会計基準機構が創設され、その企業会計基準委員会が会計基準の策定をするようになってきたのです。

5 中小企業会計基準をめぐる議論の発生

このような最近の動きは、あまりにも証券取引法主導型であるとして、先ほど出てまいりました会社区分を前提に、中小企業向けの会計基準があつてよいではないかという主張が生まれてくるのも、ある種必然であろうかと思います。ただそこで意識されているのが、後ほどまた触れますのが税法会計であります。私は、ここが大変大きな問題であろうかと思っております。詳しくは、後ほどお話ししたいと思います。

6 会社区分に従った企業会計法制

中小企業会計の議論が生じる一方で、大規模公開会社を中心に、先にも触れましたグループ化が進行いたしております。とりわけ、証取法では、現在、連結が中心になっております。このように、企業会計法も、会社の規模あるいは閉鎖性による区分を前提とせざるを得ない状況になっているといえます。

「会社区分」という先ほどの酒巻先生のご報告との関連でいえば、企業会計あるいは企業会計法制の将来の展望という点では、大規模公開会社向けの規制、これは世界的に活動している会社が含まれるのでしょうか、それと中小企業向けの規制の区分が必要になるということあります。

先に述べましたように、企業会計の変化への対応に備えるために法務省令委任が採用されました。これから企業会計法制についての改正があるとしますと、それは法務省令、つまり商法施行規則の中で対応されることになります。今予測される改正は、おそらく資産負債会計であろうかと思われます。その資産負債会計の一つに、

新聞などでもクローズアップされている減損会計があります。これが証取法で採用されるとしますと、商法でどうするかが早速問題となります。証取法の方は内閣府令で対応できるわけですから、商法もやはり法務省令で対応するという関係ですね。くどいようですが、その法務省令が商法施行規則です。これは、従来あった数々の商法・商法特例法関係の法務省令、つまり、計算書類規則とか、大会社の監査報告書規則などを合体したものであります。先ほど出てまいりました平成一七年に国会に上程が予定されているといわれる会社法（仮称）ですが、一八年ぐらいから施行されると思いますが、その会社法という法律の省令委任の受け皿が商法施行規則という関係になるといえます。

新たな会計の動きを法務省令で対応するにしても、規制対象となる会社を考える必要があるように思います。きめ細かな対応をするにも、法務省令という方式はふさわしいのかもしれません。

六 開示規制と配当規制の関係

ところで、こういった世界的な動きはディスクロージャーの充実の問題です。商法には伝統的に配当規制というのがあり、バランス・シートをベースに配当規制をしてきました。同じ貸借対照表を株主総会や公告といった開示と利益配当とに使っているわけです。開示規制を世界的基準に従うとしても、配当規制上、それでよいのかどうかは、別問題であるといえます。平成一四年商法改正は、配当控除項目を何にするかも商法施行規則に委任いたしました。商法本体には、商法二九〇条をご覧いただければよろしいのですが、当面は絶対的配当不能とされている資本金と法定準備金だけを残しました。これらは法律事項ですので、これを改正するには国會で商法改正の法律案が可決されないといけないことになります。それ以外については、法務省令で対応することになったのですが、資産に関する部分の委任とあいまって、政策的手法としては一貫性が確保されているわけでございます。

七 現行商法における結合企業プロセスに対する会計～資本会計～

再び、結合企業会計ですが、現行商法規制を確認しておきます。

第一に、プロセス会計です。先ほど申し上げたとおり合併会計が中心になります。これも後ほどもう一回ふれますが、いわゆる上限方式が一律に採用されています。資本金を最大限増やしてこれだけだという設定の仕方をしています。逆にいうと、資本金は1円しか増えてなくて、合併差益が膨大だという会計も理屈の上では可能になっているシステムでございます。

第二に、企業結合状態会計です。これも先ほど触ましたが、商法特例法上の大企業に限定した、そして当面は有価証券報告書を提出している大企業に限定した、連結計算書類制度の導入でございます。もっとも、現行法の立場は、その情報提供機能に限っております。実体規制が全くありません。たとえば、連結配当ですが、商法特例法はそういうところまでいっていないわけであります。ちなみに、税法の方は連結納税というここまで行っているのですが、企業集団自体を課税単位としているのかどうか、であります。先ほど酒巻先生からお話がありましたように、結合企業状態に対する実体法規制がどうも遅れております。ただ、学界レベルでは、つとにドイツとかアメリカなどの比較法的研究がなされ、支配従属企業に関する実体法規制の必要性が指摘され、具体的な提案もなされております。とはいっても、例えば法人格というものをどのように考えるのか、つまり、親会社と子会社はやはり別法人ではないかという議論もありえましょう。こういった法律学の大前提と親子会社は経済的に一体だという理解から進んできた連結の考え方との整合性はさらに議論せざるをえないといえます。なお議論が重ねられる必要があるのでしょうね。加えて、実務界、つまりグループ経営を進めている実務界がグループを前提とした法規制を受け入れるかどうかの問題もありそうです。親会社や支配企業に子会社や従属企業の責任をとらせるという一事を考えても、現在は具体的な法規制がないから悪いことをやっているとは言いませんが、そういう実体規制が創設されると、グループ経営が「やりにくくなる」ことは疑い難いでしょう。「規制緩和の流れに反する」というような言い方で反対論が主張されるかもしれません。こういう反対論が次々と出てきますと、なかなか立法化が難しいといえましょう。このような「感情論」

「損得論」に対抗するには理論だろうと思います。我々はこういったところを理屈の上でしっかりと詰めていかなければいけないと思っております。

いずれにしましても、連結計算書類制度は、個別の計算書類を補完するものという位置付けしかなされておりません。また、その適用範囲も、既に述べましたように、経過規定によりまして有報提出大会社に限られております。私見では、本来はもっともっと拡大すべきであります。現実問題としてあまり影響のないところだけに導入しようというのが立法サイドの運用方法であります。

八 委員会等設置会社制度の創設と影響

レジュメには、委員会等設置会社制度の創設とその影響ということを書いておきましたが、その計算規定との関係における特徴をレビューしておきましょう。

1 決算手続の特則

一つが決算手続の変化でございます。具体的には取締役会の承認が監査の後になるということです。従来の監査役設置会社におきましては、取締役が作成し、取締役会の承認があって、会計監査人と監査役あるいは監査役会の監査を受けて総会という手順になります。ところが委員会等設置会社は順番が少し違っています。執行役が作成し、先に会計監査人と監査委員会の監査があって、その後に取締役会の承認になります。したがいまして、その取締役会の承認というものの順番というか、位置付けが変わってくるわけですが、どうしてそうなったかといいますと、監査委員会の構成員は取締役ですね。つまり、監査委員会は見方によっては取締役会の委員会であるという位置付けになるわけでして、まずは委員会の審議を経た上で取締役会が最終確認をするということだと思います。

2 内部統制の重要性

この監査委員会ですが、社外の監査委員、つまり取締役ですね、その社外取締役を過半数とした組織であります。監査役設置会社のような常勤制は法定されていません。したがいまして、監査委員会監査の実効性を確保するには、会社内部に存在

する内部統制の充実や内部監査部門等との連携が重要になってくるわけです。商法特例法には取締役会は監査委員会の職務遂行上必要な事項を決定せよと規定され、具体的には商法施行規則に規定されています。いわゆるシステム監査、こういったものに依存せざるを得ない、そうでないと委員会等設置会社の監査は難しいということだろうと思います。したがいまして、随分と監査実務が変わってくるのではないかという予測はあります。

少し話は変わりますが、この委員会等設置会社の監査システムについては、平成一七年五月一日から社外監査役が半数以上にならなければならぬとされる商法特例法上の大会社たる監査役設置会社におきましても、同じような問題が出てくる可能性があります。つまり、内部統制の充実や内部監査部門等との連携、あるいはシステムに依存した監査が重要になってくると思います。そこで、現に最近日本監査役協会が改定いたしました監査役監査基準では内部統制の充実、あるいはシステム監査、こういったものを想定した監査基準になっております。したがいまして、監査役設置会社にあっても、内部統制の重要性が高まるという気がします。

では、中小企業ではどうなるのかということなのですが、内部統制がもし十分でなければ監査役の監査リスクがそれだけ相対的に高いという関係になります。つまり、内部統制がしっかりとっていますと、会社の内部で自動的なチェックができますから、ある程度、監査役さんは安心して、あるいはそのシステムを使って監査ができます。しかしそこが充実していないならば、これは大変リスキーな監査をしていることになります。したがいまして、内部統制というこういう言葉は、決して大会社、公開会社だけの問題ではなくて、すべての株式会社において意識されるべき事柄だろうと思います。費用対効果の問題を指摘することもできるかもしれません、中小企業でも、自分の会社に見合った形の内部統制がこれからは是非とも必要となるという時代になると予想しています。

3 利益処分案の決定権限

次に、計算書類の承認の擬制についてお話しします。従来、商法特例法上の大会社の特例として、会計監査人監査と監査役会監査のいずれもが適法という意見であることを条件にして貸借対照表と損益計算書の総会での承認が不要とされていまし

た。この制度について皆さんはよくご存知だと思います。ところが、委員会等設置会社では、会計監査人監査と監査委員会監査の適法意見を前提としたとして、利益処分案までふくめて実質的に総会の承認が不要だということになっております。実質的にと申しましたのは、規制のあり方がちょっと複雑になっているからです。委員会等設置会社では、貸借対照表も損益計算書もすべてが株主総会の承認事項であるという商法の原則にいったん戻ります。しかし、先ほどの条件を充たしたときには、株主総会の承認が擬制されたとするわけです。詳しく言えば、先に述べた取締役会の承認の時に株主総会の承認決議があったと擬制されるということになります。どうしてそんな複雑な規定になったのかはわかりませんが、思いますに、やはり利益処分案は株主総会の専権事項であるという理解が前提になっているのだろうと思います。それを剥奪するというのは問題だとするならば、原則をまず確認しておいて、会計監査人監査というプロフェッショナル監査と社外を中心とした監査委員会監査の適法意見を条件にして実質的に剥奪するということにしたのだろうと思います。くどいようですが、条文は利益処分案の総会決議を不要だとは決して言っていません。あくまでも、承認の擬制をしているにすぎないのです。

4 株主総会における監査報告

いずれにしましても、委員会等設置会社では、監査委員会監査となつたため決算実務が大きく変わるということです。次に、監査報告、総会向けの監査報告ですが取締役が監査報告をすると、こういうことになります。従来は監査役さんが監査報告をしていたわけですが、ここも少し変わっています。

九 資本の払戻しに係る法規制について

次にレジュメの三でございますが、資本会計をめぐる問題をもう一度再び取り上げます。これは最近の法改正に非常に特に目立っているからであります。企業再編法制におけるこの話は再三述べましたので、ここではスキップします。ここで取り上げるのは、平成一三年六月改正以降のことです。

平成一三年六月改正ですが、これは内容が多岐にわたるもので、全体をお話しそ

ることはできません。あくまでも、会社の計算に関するものとして取り上げたいと思います。

1 自己株式規制の緩和

この中で特に重要なものは、まず一つが自己株式に関する改正であります。ご存じのとおり、改正前商法においては、自己株式取得は原則禁止、例外許容とされていました。要するに、自己株式取得に伴うもろもろの弊害防止のために弊害の元兇を「もとから断つ」というアイディアでした。それが平成六年あたりから規制緩和が始まり、取得自由の拡大、株式消却規制の緩和が起こりました。その一つとして、公開会社向けに、株式消却特例法という特別法が制定されたこともご存知だろうと思います。これは現在廃止されておりますが、自己株式取得について、手続規制、数量規制、財源規制、取得方法、目的規制という規制手法がとられることで、「規制緩和」が図られてきたことは記憶に新しいと思います。

そして平成一三年六月改正ですが、これはまず自己株式の買受け・保有・処分と規制を三つに区分することを行いました。まず自己株式の保有につきまして、長期保有を全面解禁にしました。これをもって「金庫株の解禁」といいます。次に、保有した自己株式の処理なのですが、従来通り株式消却という方法をとることも可能ですが、再放出を許容しました。これを自己株式の処分といいます。その法規制の内容は、一言でいえば、新株発行規制のアナロジーであります。最後に、自己株式の買受けに関する法規制については手続規制、財源規制、取得方法規制が残っております。このことを忘れてはいけないと思います。つまり、定時株主総会あるいは定款での授権と、買い受けるならば公開会社ならば市場買い付けまたは公開買付、相対の場合につきまして、閉鎖会社などですと相対になりますが、その場合は特別手続がいるとか、こういった規制が置かれているわけであります。会社の会計との関係では、財源規制が重要です。従来からもある財源規制ですが、改正法でも同様に、配当可能利益を中心とした法規制がなされております。

総会または定款プラス取締役会決議の授権さえあれば、次期総会までの間に財源規制さえ守れば自由に自己株式取得ができるということは相当に大きな改正であつたともいいます。見方を変えれば、実は期中において自己株式買受けを通じて株主へ

の会社資金の分配、実質的にみた株金の払戻しが自由になったということでもあります。たしかに、ほぼ配当可能利益を上限としているわけですが、自己株式を買い受けるという行為は、ある意味で資本の払い戻しでありますから、これが容易になつたということは有限責任制度と関係できわめて重大な問題を引き起こします。しかし、法改正は、この方向にさらに進もうとしているようです。これが現代化提案ですが、後に触れます。

2 法定準備金制度に関する改正

次に、法定準備金制度に関する改正ですが、この改正は、直接的には、バブル期になされたエクイティ・ファイナンスの後始末といった意味が含まれていると思います。資本市場から資金を集めすぎたが、今は要らなくなったから株主へ返すということだろうと思います。これは資本の減少という方法でも従来からありえたわけですから、資本準備金を直接減額して株主に返すというアイディアは決して突飛なことではないと考えます。従来からも、法定準備金を資本にいったん組み入れて後に減資手続を探ることで減額できていたわけですから、その迂回ルートを直接ルートに変えただけだともいえます。

改正法では、法定準備金と資本のプロポーションが意識されています。元々、法定準備金は資本の25%というのが原型であります。改正法では、利益の強制留保である利益準備金の積立て基準が緩和され、資本準備金との合計額で資本の25%が維持できればこれでよろしいというふうにされました。そしてこのプロポーションを前提にいたしまして、余分な法定準備金の直接減額が許容されることになりました。レジュメを後で御覧いただければと思うのですが、現代化提案では、その上限すら廃止しようという方向性が示唆されています。

法定準備金の改正については、いっけん理屈が通っているように思えるかもしれません。しかし、改正の実質から見ますと、これは要するに、法定準備金を直接取り崩すことを許容し、特に資本準備金を想定しますと、株主への資本の払戻しを行うことにあるといえます。直接に払い戻さないで会社内部に留保しますと、これは剰余金です。資本準備金の場合ではその他資本剰余金となるのですが、これは先に述べた配当財源となります。配当可能利益に加えられるということの含意は、ひと

つには資本注入ということで無議決権優先株式を発行したというケースはご存知だと思うのですが、当時の種類株式に係る商法の制度設計では、優先配当をしないときは議決権が復活することになっていました。配当財源が増えるということは、このような株式の議決権行使を防止する効果が得られることになります。また、先に述べた株主への会社財産の分配額の増加という点では、より直接的に株主保護という外見もつくろえます。減資を想定しますと、要するにエクイティ・ファイナンスで調達した資金が不要になったから株主に返しただけなのですが、いったん配当財源に入れると、増配という外観がつくれるところがミソですね。そして自己株式買受け規制です。つまり、剰余金が増えるということは、自己株式の買受け財源を豊富にする効果が生じます。自己株式の買受けの経済効果は様々で、たとえば自己株式買い付けによる株価下落防止効果、あるいは企業買収からの企業防衛策、あるいはいわゆるモチアイ、つまり株式相互保有がこの不況下で持ちきれなくなったという場合のモチアイ解消における受け皿としての機能などを指摘できるかと思います。実務界からは自己株式買受けのメリットとされていたものですが、その濫用を防止するという意味で手続規制と財源規制とがあるのですが、その財源規制を事实上緩和するという効果がこの法定準備金の改正にあったことは疑いないように思われます。

このような観点から、差益の創出を考えてみましょう。たとえば、合併差益です。最近の実例ですが、大規模公開会社を比較的規模の小さな会社が吸收合併をした例があります。メダカが鯨を飲み込んだと喻える人もいます。このような場合、この小規模存続会社においては大規模会社の純資産が資本増加額になるというのが商法の原則的立場です。そして、そのような会計処理がなされればよいのですが、資本増加額規制は上限ということになっています。つまり、増加資本額をわずかに設定することができるのであって、もしこのような会計処理をいたしますと、合併差益を多額に計上することができます。この合併差益は資本準備金となります。次に、このような小規模会社の資本金は相対的に小さいと考えられますので、先に述べた法定準備金の総額が資本金の25%を超過しているという状況が発生する可能性が高いともいえます。要するに、ここで法定準備金の直接減額手続きを行いますと、その減少額は配当可能利益あるいは処分可能な剰余金に組み込まれることになるので

す。こういうテクニックを活用した例が現実に発生してしまったわけでありまして、こうなりますと、この改正は本当によかったのかどうかという疑問が生まれてきます。鯨がメダカを飲んでいれば、こんな大きな合併差益を創出することはできなかつたでしょう。メダカが鯨を飲んだことの意図は、まさに合併差益の創出にあったのではないかと疑われたのですが、なるほどという気がされないでしょうか。なおこの合併差益に関しましては、お手元のレジュメをご覧いただければと存じますが、合併差損の会計処理が今問題になっているところです。今回の提案にも入っておりますので、少し指摘させていただきます。

3 最低資本制度

資本の話をもうちょっと続けさせてください。会社法制の現代化との関連で最低資本制度の改正問題をお話ししておきます。ご存知のように、最低資本制度は平成二年の商法改正で導入されました。現在、その制度の廃止が提案されています。おそらく廃止されることになろうかと思います。現に、新事業創出促進法などにおいて、中小企業の挑戦支援という名のもとで、資本金1円の株式会社や有限会社の設立が認められおり、その数も少なからず存在するということは、先ほど酒巻先生のお話にもあったように、ご存じのことであろうかと思います。要するに、ベンチャー企業の育成にとって商法や有限会社法の最低資本金は邪魔であるということだろうかと思います。たしかに、資本金が債権者保護のためだとどの会社法の教科書にも書いてあるのですが、いざ倒産してしまいますと、債権者保護には役に立っていないことが露呈します。そして世界的にこの最低資本制度を含む資本制度自体が見直されていることも事実ですし、アメリカでは州法によっては資本制度を廃止している所があるという指摘も時々なされます。会社法制の現代化におきまして、資本制度をどうするかという問い合わせはごく自然に出てくることだろうと思います。

提案は、まず、資本制度の機能分析を行っております。例えば、設立規制です。繰り返しになりますが、最低資本制度を含む厳格な資本充実策が用意されています。これらをクリアしない限り株式会社を設立することはできません。しかし、先に述べた中小企業の挑戦支援ということで、この規制には既に大きな抜け道ができてしまっています。ただ、ここで注意しなければならないのは、新事業創出促進

法では、確認株式会社・確認有限会社というのですが、そのような会社は経済産業省に対して所定の財務情報等を提供し、それが公衆縦覧に服する、つまりディスクローズされることになっています。つまり、資本金1円でも株式会社や有限会社がつくれるのですが、その制度には経済産業省における計算書類の開示がセットになっているのです。実はこれが今回の改正提案のアイディアの根底にあるものと考えられるのですが、要は一定のディスクロージャーさえしていれば入り口規制としての最低資本制度は不要ではないかという論法です。

4 配当規制

次に、配当規制です。ここでは、資本制度が生きています。後にもう一度述べますが、改正提案では、剩余金の分配という名のもとに、利益配当・中間配当・自己株式の買受けなどの株主への会社資金の提供を統一的・横断的に規制しようという構想がなされていますが、その際の財源規制というのでしょうか、資本金に相当する額と思われる一定金額の純資産の内部留保が強制されているのです。それを超えてまでは剩余金の分配はできないとされています。これには資本制度の機能が残っているのですね。配当規制は、資本制度がもっとも機能する部分だろうと思います。

5 減資制度

減資規制です。そこでは債権者保護という側面が意識されており、資本制度が完全になくなるということはないと思われます。ただ、最低資本制度がないですから、1円株式会社の減資規制というのは事実上ナンセンスなのだろうと思います。

6 有限责任の対価は何かといった議論

株主出資が0の株式会社であれ、資本金が1円の株式会社であれ、当該会社は自己資金をそれなりにもっているはずです。会社保有の運転資金がなければ経営できないからです。その点を商法でどのように法規制に取り込むかの問題だらうと思います。つまり、その出資を義務づける枠として資本充実を要請するかどうかです。最低資本金はその枠を法律上の制度として示したものということができます。そもそも、株式会社や有限会社は、株主・社員が有限责任を享受します。その有限责任

の対価をどうするのかという問いに、従来は資本制度で答えていたと思います。それはそれで今も正解だろうと思います。しかし、その資本制度が揺らいでいます。だとすれば、その有限責任の対価は何かという議論がなされなければならないと思います。ここでは、問題点だけを指摘しておきます。

7 剰余金分配規制

資本払戻しに関する議論の最後に、再び、改正提案にある剰余金の分配制度を取り上げたいと思います。すでにお話ししましたように、自己株式買受け規制の緩和の結果、剰余金の期中払戻しが許容されたとの理解が広まったといえます。従来からある中間配当では、まさに期中の剰余金分配であったのですが、年一回に限るなどの制約があり、頻繁に期中に株主に対して会社財産が分配されるという事態が広く認識されるようになったのは、自己株式の買受けという売買の方法を通じた会社財産の分配がクローズアップされてからのことだろうと思います。なお、中間配当ということばは俗称です。条文には中間配当という言葉は出てきません。配当には決算が要るのですが、中間配当は決算をしません。前期末の貸借対照表を基準にしている制度です。まさに、期中における金銭の分配です。ただ、見方を変えますと、利益配当自体も期中の金銭分配ですね。たしかに前期末の決算貸借対照表を前提にしていますが、金銭の分配は当期中なのです。したがって、期中の金銭分配、その財源が剰余金ですから、剰余金の期中分配という統一的・横断的規制というアイディアが生まれたことは決して突飛ではないと思います。中間配当についていえば、年一回という制約があったのを何回でも認めてはどうだろうという提案だということができるかもしれません。現に、自己株を買うなら期中で何回だってできるわけですから、統一的・横断的という観点からは、回数制限は不要ということになるのでしょうか。また、中間配当にせよ、自己株式の買受けにせよ、期末の欠損発生可能性の有無に言及しています。つまり、中間配当をして期末に資本欠損が生じるおそれがあるときは中間配当をすることができないとされています。自己株式の買受けについても同様の規制があります。違反した場合には取締役の責任によってカバーされている点も同様です。これらが今回の改正提案者にとって参考になったように思われます。

ところで、従来よく言われてきた責任財産を確保する一つのメルクマールとしての資本というのは一体どうなるのでしょうか。この問い合わせは会社債権者保護のあり方への問い合わせとなります。先に資本制度の見直しは世界的な現象だと申し上げたのですが、現に、資本に代わるものがあるのかの答えを求めて、世界的に模索しているのです。たとえば、EUですが、まさに資本制度の見直しが俎上に上っています。ただ、EUは慎重で、アクション・プランというものが公表されているのですが、結論を出すには時間がかかるだろうということで、当面は現行の資本制度は維持していくこうという方針をとっています。これに対して、日本の場合は、先に資本制度を緩和してしまえという議論があるように思われます。しかし、よくみると、その主張は要するに入り口規制の緩和に限定されており、たとえば、配当規制や剰余金分配の場面ではやはり貸借対照表を使い、ある一定の金額、これを資本と呼ぶかどうかは別として、それに相当する純資産額の内部留保が強制されています。しかし、維持すべき最低限度の枠を取り払っておいて、それに相当する純資産を維持せよということが、政策として一貫しているのかどうか、議論の余地があると考えています。

十 中小企業会計をめぐって

話題を変えます。レジュメには中小企業会計と書いてあるかと思います。最近の企業会計の変化は非常に大きいと思います。国際会計基準との整合性などの議論も大きくクローズアップされています。ただ、その動きは、ともすれば大規模公開会社を想定しているといわれます。ときに、その動きに中小企業はついていけないという声もききます。逆に、今の状況は中小企業の会計のあり方を正面から論じるチャンスだということで中小企業庁、日本税理士会、日本公認会計士協会がそれぞれにレポートを出しています。

1 中小企業会計「基準」

議論の出発点として、何が論じられているかを少し整理しておきます。まず、G A A P (Generally Accepted Accounting Principles・・・注) の問題です。要

するに、中小企業だけに特別の「会計基準」というものが存在するのかどうかが論点となります。私は、基本的に会計処理基準は規模を問わないと考えています。ただ、あるのは報告基準の違いだと思います。大規模公開会社に開示要求される情報と中小規模の会社のそれとは自ずと違いがあると考え、要するに重要性の原則などを駆使すれば足りる話であったり、簡便法の許容の問題であったりすると思います。たとえば、中小企業であっても、先物取引をしたならば、会計処理基準としては、先物取引会計基準に従うほかはないわけあります。また、減損会計が会計処理基準としてふさわしいと判断されたのであれば、これが会計処理基準です。そのような情報が提供されるべきかどうかは、別問題でしょう。かつて、アメリカでは、big GAAPとsmall GAAPという議論がありました。しかし、これはある意味でうまくいかなかったわけでございます。現在の動きが財務情報の報告基準にあることを注目すべきだと思います。

2 記帳の重要性の強調

中小企業庁での中小企業会計のあり方をめぐる議論に参加していて、税理士の方から帳簿の記帳の重要性が強調されていたことに私は正直驚きました。そして、記帳を「中小会社会計基準」の中に入れるべきであるという議論が出てまいりました。なぜ、驚いたのか。

すでにお話しましたように、商人である以上は商業帳簿をつくるのは当たり前です。そして、中小企業は大半が株式会社や有限会社であります。つまり、記帳は、株式会社や有限会社以前の、商人、個人商人や合名会社・合資会社レベルでも妥当する議論だと思っていたのです。ところが、その中小企業の経営者の中には、商業帳簿の基礎である会計帳簿の記帳すら関心を示さない方がどうもいらっしゃるのではないかというふうに思えてきたわけです。そこまで税理士の委員の方が強調されるということは、そうだろうなと推測しても、間違いではないでしょう。要するに、経営者は、法人税の申告の段階になって、税理士さんにボーンと関係書類を渡して、「適当にやっておいてね」という例が少なからずあるのではないか、そして、その際、「できるだけ税金をまけるように」とか、こんなことを言う人がいらっしゃるのではないかというふうに思えてならなかつたわけでございます。経理のないと

ころに営利企業は成り立たないはずだと私は思っていたわけでございまして、とんでもない実態を前提に議論しなければならないのだな、という気持ちがしてきたのです。この点、沖縄では、実務の方はどうお考えになっているのでしょうか、ぜひおうかがいしたいなと思っております。

3 税法の影響

もう一点、そこでの議論で感じたことは、中小企業における税務会計の影響度の大きさです。これも予想以上で驚きました。改めていうまでもないのですが、法人税法上はまず商法基準に従った計算書類が総会で承認されるという、いわゆる確定決算的なアイディアが前提になっているはずです。ただ、法人税申告において、税務当局に否認されないような計算書類を作成しておこうという意図から税務基準に従った決算をしがちであるという指摘は繰り返しなされていたところかと思います。いわゆる逆基準性と呼ばれている現象ですが、ある意味で、実務的にはやむをえない動機から出たものであろうかと思います。

税務基準と呼ばれるものは多面性を持っていると考えます。一つには、租税法の税負担の公平性維持という高い理念から、会計理論にかなう純理論的なものでなければならないという面があろうかと思います。しかし、税法にはもう一つ政策誘導という政治的要素が混在します。具体的には、租税特別措置であるとか、税務通達の内容によってはそういう面を含みうる場合があるといえます。言葉悪くいえば、朝三暮四にもなりかねない危険もあろうかと思います。かつて税務当局の方にお話をうかがう機会があったのですが、その折、「今どういう基準になってのかと考えるだけでも面倒くさいと」と本音ともつかない発言をされていたことを覚えていました。私事でもうしわけありませんが、所得税申告をするとき、住宅ローンについて、何年何月何日までに住宅を取得した人の特例などといった細かな特例があり、頭が混乱してきます。所得控除なのか、税額控除なのか、わけがわからなくなります。これなども、住宅政策を所得税の不公平に優先させたのでしょうか。そのような目でみれば、配偶者控除というのはどういう政策なのでしょうか。話が横道にそれました。もとに戻しますが、企業会計で、たとえば引当金についてもバブルの頃によいとされていた引当金が今はだめだとかいう例があるようです。

税対策、つまり節税というのでしょうか、税務基準に従った会計、ときにはその隙間をつく会計というものが実務を席巻することになるのも必然なのかもしれません。そして、実務サイドからすれば、そういう会計処理方法をもって「中小企業会計基準」だと言い切ってほしいという主張が生まれてくるようです。私などは、会計理論に裏打ちされた中小会社会計基準の方をしっかりとつくって、むしろ税務当局の、ときに歪んだ会計処理方法の改善を働きかけるという方向性が重要ではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

4 IT化

中小企業にあっても、IT化は避けられない時代に来ていると感じます。たとえば、簿記を全く知らなくても、いわゆる経理ソフトがあれば、計算書類とか税務申告ができるという時代であります。こうなりますと、大事なのはむしろ入力であるといえます。データ入力さえしっかりとすれば、その経理ソフトが瞬時に必要な財務書類をつくってくれるのですから、データの管理・保存がカギとなってきます。したがいまして、そのような現実を前提に制度設計するならば、記帳が大事ということではなくて、日々のデータ入力が大事ということになってくるかも知れません。

十一 おわりに

長時間にわたりとりとめもないお話をできましたが、最後に「おわりに」ということで、これまでのお話の要点を繰り返して終わりにしたいと思います。

まず、企業会計が国際化していることが近時の企業会計・企業会計法制の変化の大前提にあるということです。とりわけ大規模公開会社にとっては、法的な対応を誤りますとコストの過重負担につながってくるということです。商法と証券取引法、そして法人税法のギャップが問題です。単に事実を表現しただけの「トライアングル体制」という言葉が悪いことを表現しているようにいわれるのもそのためでしょう。その整合性をはかることは急務だろうと思います。

第二に、そのような国際化を含めて、取引の複雑化、会計事象の複雑化が生じ、

これらに伴って会計処理が大きく動いているわけです。そのような動きに対応するためには、高度な知識や判断が求められている時代になってきております。先物会計を理解するには、先物取引が何たるかを理解しなければならないでしょう。減損会計についても、その意味するところが何かを知らなければなりません。

第三に、その一方で、そのような最近の会計のトレンドにすべての企業が従わなければならないかという問題提起が出てくるのも必然だろうと思います。中小企業会計のあり方が議論されているというのも当然でしょう。それは、私見ですが、重要な課題だと思っております。なお、これは会社法制の区分立法とも密接に関連してくる部分があります。会社の区分に従いまして会計監査人を設置すれば大企業並みの規制が出てくるという構想が今度の構想に入っていますが、お配りした資料の会計監査人121ページのところにあろうかと思いますが、「会計監査人を任意に設置する。会計監査人を任意に設置すれば、これは大企業並みの規制をする」となっていると思います。私は、むしろ会計士監査というかプロフェッショナルによる会計監査が有限責任を享受する少なくともすべての株式会社においては必要であると考えておりますし、このような方向性に基本的に賛成です。しかし、その逆にいえば、そのような任意設置をしない会社は、プロフェッショナルの監査を全く受けないということになるのでして、そういう会社であっても有限責任を享受できるのですから、適切な対応が必要だろうと思います。その一つが、中小会社にふさわしい会計のあり方の議論であり、それはある意味で急を要する作業ではないかと思っています。

第四に、株主・社員の有限責任から派生する会社債権者保護の問題です。近時の「はやり言葉」に、「自己責任」というものがあります。資本制度もそのコンテクストで理解するならば、自分のことは自分で守ることになり、会社債権者も自分の権益を守るのは、法制度ではなくて、自分であることを自覚しなさいというのが、どうも最近のトレンド・メッセージだというふうに思えるわけです。たとえば、会社と取引をする際に、まずはその資金回収リスクを読んで必要な措置、例えば担保を取っておくとかの防衛策を自分で講じておくことが求められるということです。たしかに、従来の銀行などの大口債権者はそうしてきたのかもしれません、これからは、一般の会社債権者もそうしなさいということになるのかもしれません。

つまり、資本制度をあてにするなということになるのですから、そうならざるをえないのでしょうか。ただ、その前提として、情報提供、つまりディスクロージャーの充実がますます重要視されるようになると思います。開示された情報から、自分で判断して、自分で責任をとる。こういう仕組みです。でも、本当にそれで中小規模の債権者は大丈夫なのでしょうか。いささか不安がなくはありません。

他方、企業サイドからみると、たとえば中小企業です。従来のような銀行からの借入金といった資金調達において、たとえば物的担保を提供したり保証人という人的担保を提供したりするだけではなくて、会社の財務書類を銀行に見せるとか、あるいはベンチャー・キャピタルに見せるという方向に向っているという指摘があります。つまり、銀行は、従来は貸倒れリスクを担保価値でカバーしていたのですが、資産デフレの現状を背景に要は債務者の支払能力であるということに気がついたことから、金融のスタイルが変わってきたといわれています。したがいまして、こういう時代になってきますと、借入れサイドとしましても、我が事業のリスクはこれだけだと示すことができる財務書類を完備しておかないと金融を得られないという事態も生じえます。中小企業庁での議論を先ほど紹介しましたが、その議論の出発的として決算公告のIT化と並んで中小企業金融の変化がいわれたのです。現に、仄聞するところでは、日本税理士会連合会が作成した中小企業会計基準に係るチェックリストを使っている会社に金利の面で有利な取扱いがなされている例が生まれているとのことです。このような実務が展開するならば、中小企業サイドにおきましても立派で信頼の置ける財務書類をつくっておかないといけないことになります。そして、このように対外的に利用する度合いが増えてくれれば、自ずと当該財務書類に対する第三者的監査の充実が求められてくるのは必定です。

要するに、大規模公開会社については投資家への情報提供が自己責任と結びつき、すべての株式会社について会社債権者への情報提供と自己責任が結びつく時代になつたと認識するならば、あるいは逆に企業サイドの方でも金融機関等から借入れをするためには計算書類をしっかりとつけておかないといけないとするならば、一般人もまずは賢い会社債権者にならないといけないし、会社経営者サイドもそのような自己責任を負担して物言う債権者をこれからは相手にしなければならないことになるはずです。繰り返しになりますが、そういう時代であればこそ、自己責任を前提

として、また自己の信頼性を対外的にアピールする手段として、正確かつ信頼できる財務情報の提供がますます重要になってくるのです。これが試案のメッセージであると読むことができると思います。

企業に資金を提供するときに、予め財務制限条項などを挿入させておく工夫がこれからは求められます。つまり、貸主企業が一定の利益配当をしたら、直ちに期限の利益を喪失させ元利金を返済するという条項です。今述べたシナリオがその通りに実現するのかどうかは分かりません。ただ、このような開示と自己責任という組み合わせをさらに進めていきますと、たとえば配当規制という強行法規とされてきたものも商法、会社法という名前になるのでしょうか、そこにおいては本当はいるのではないかというアイディアが出てきたとしても、特段驚くべきことではないように思われます。

まず、利益配当を考えます。それは明らかにキャッシュ・アウトフロー、お金が会社から株主にあてて出していくことです。しかし、そのようなアウトフローがあっても、会社が支払能力、英語でソルベンシーと言うのですか、それが維持できれば、特に問題はないですね。それが従来は一定の貸借対照表純資産額とされていたわけです。要するに、ソルベンシーと貸借対照表純資産額の関係が問題なのです。配当規制のあり方が正面から問われていると思います。

そして、貸借対照表上の純資産額情報が重要であるとされてきたといえます。貸借対照表に関する決算公告制度はそのようなものだろうと思います。これが最近はIT化です。中小企業であっても、ウェップサイトを作つていれば、つまり、企業の状況を常にアップデートしているウェップ、要するにホームページですが、そこにおいて財務情報を提供するならば、公告の趣旨は実現していると考えられ、平成一三年一一月改正商法では、そのような代替的方法を採用している会社に対して決算公告義務を免除しました。ただ、私見ですが、開示媒体が自社ホームページというところは危ういと思います。公的なサイトに掲載することなど、その改ざん防止や信頼性保持などが必要だろうと思います。情報を常にアップデートしていくことも要請されるでしょう。

次に、残された課題に入りますが、先ほど酒巻先生がおっしゃっておられましたようにグループ経営の実態を前提とした会計問題、これはやはり重要だらうと私も

思っております。今日は十分に触れられませんでしたが、これは会社法制の現代化であり議論されていないように思われます。会計規制ではすでに連結計算書類制度が導入されていますが、むしろ実体規制が重要だらうと思います。これだけグループ化が進んでいる現在、商法が全く無関心でよいわけはありません。とはいっても、親子会社を考えても、二つは法人格という点では別会社です。その法人格の「壁」をどのように突破するのか、ここが理論的に一番難しいところだらうと思います。わが国では、このような問題についての比較法的研究は随分と進んでいます。具体的な立法提案も研究者からはすでにいくつかなされています。私も、どのような問題意識で検討をしているのですが、いまだ答えを見つけられていないといったところです。

以上、大変早口でおわかりにくかった点があろうかと思いますが、私のご報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。